

裁判員裁判における スタッフ弁護士の役割

弁護士 村木 一郎

I、スタッフ弁護士とは

1、「常勤スタッフ弁護士」（以下、「スタッフ弁護士」と標記する。）とは、後に詳しく述べるように、日本司法支援センターにフルタイムで雇用され、国選弁護や民事法律援助などの法律事務を取り扱う弁護士のことである。

もっとも、総合法律支援法上、明文でその存在が規定されたものではない。

しかし、同法は、事件単位の報酬体系とは別に、給与制とする常勤弁護士を前提とした条項を設けており（同法30条1項2号ロ，同項4号，30条2項），日本司法支援センターに雇用され法律事務を取り扱う弁護士の存在を当然に予定しているといえる¹。

2、筆者は、1990年4月、弁護士登録した（東京弁護士会，司法修習第42期）。

1993年5月、埼玉弁護士会に登録替えし、浦和地裁（当時）本庁所在地にある経費共同事務所のパートナーとして、刑事事件を中心に、民事、家事、クレサラ事件等、様々な事件をこなした。当時、国選弁護事件を年間60件ほど受任する状況であった。

そして、2006年10月、日本司法支援センターの業務開始と同時に、法テラス埼玉法律事務所に移籍し、スタッフ弁護士として、刑事国選弁護事件のみを担当するという業務形態を取るようになった。

その後、2年間の任期を2回更新し、2012年10月、東京に戻り、東京弁護士会の支援と協力の元に設立された都市型公設事務所に移籍し、刑事弁護のみを担当しつつ今日に至っている。

以下、筆者の6年間に及ぶスタッフ弁護士としての経験を踏まえ²、裁判員裁判におけるスタッフ弁護士の役割を考えてゆくこととする。

Ⅱ、裁判員裁判と国選弁護

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が施行されたのは、2009年5月21日である。

そして、同年8月、東京地方裁判所で第1号の裁判員裁判が開かれたのを皮切りに、2013年4月末日現在、5245人の被告人が裁判員裁判で判決を受けている。ちなみに、これまでに選任された裁判員は29693名、補充裁判員の数は10214名である³。

このように、裁判員裁判は、この国の司法制度に完全に定着したといえることができる。

裁判員裁判対象事件は、下記のとおり、当然に被疑者国選対象事件であり、また罪名の性質等から、その大半が国選弁護人が就任しているものと思われる。したがって、裁判員裁判は、国選弁護人制度と深く関わりを有しているといえることができる。

そこで、まず、現在の国選弁護制度を概観してみることとする。

Ⅲ、国選弁護制度等の概観

1、憲法上の位置づけ

日本国憲法は、身体拘束されるに当たり国民に弁護人依頼権を保障するとともに（憲法34条）、刑事被告人には弁護人依頼権に加え、「被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。」（同37条3項）としている。

これら憲法上の保障を受け、刑事訴訟法は国選弁護制度を具体化している。

2、被告人国選弁護

被告人は「貧困その他の事由」により弁護人を選任することができな

い場合には、裁判所に対して、国選弁護人の選任を請求することができる（刑訴法36条）。

選任請求に当たっては、資力要件が課され（同36条の2）、現在、現金および預金を合わせ金50万円未満とされている。それを超える場合には、弁護士会に対し、私選弁護人選任を申し出る必要がある（同36条の3第1項一私選手続前置）、弁護人候補者が見つからない場合、あるいは見つかっても当該弁護士が受任を拒絶した場合には、上記の「その他の事由」に該当することとなり、裁判所は国選弁護人を選任する必要がある。

もっとも、いわゆる必要的弁護事件（死刑、無期、長期3年を超える懲役・禁錮）については、上記の資力要件は不要とされている（同36条の2）。

また、被告人が未成年、70歳以上、聴覚障害等あるいは心神喪失等の疑いなどの場合、裁判所は国選弁護人を付することができるとしているが（同37条）、現実問題として、これらのケースにおいて国選弁護人を附さないまま公判を開くということは考えられないものと思われる。

3、被疑者国選弁護

(1)、被疑者国選弁護制度前史

日本国憲法が施行されてから気の遠くなるほどの間、この国では被疑者段階における国選弁護制度を設けないという時代が続いた。そして、被疑者段階での弁護人選任について、弁護費用負担の援助等の制度も整備されていなかったことから、憲法上保障されている被疑者の弁護人選任権は、有名無実の状態に置かれ続けた。

しかし、被疑者段階で作成された供述調書が公判の帰趨を制するという現実を前にしたとき、ほとんどの被疑者が弁護人による援助を受けられないというのは許されることのできない異常事態であった。

そのため、全国の単位弁護士会は自らの費用と人員投入により、初回接見無料のいわゆる当番弁護士制度を創設し、法律上の不備に対応して

きた（1992年以降、全国の単位会で実施）。そして、同時に日本弁護士連合会が設立した「財団法人法律扶助協会」⁴の扶助制度を活用することにより、被疑者への費用負担を生じさせることなく継続的な被疑者弁護制度を実現してきた。

このような歴史を踏まえ、漸く刑訴法が改正され、2006年10月、被疑者国選弁護制度が現実のものとなった⁵。

（2）、被疑者国選弁護制度の運用

被疑者は、「貧困その他の事由」により弁護人を選任することができない場合には、裁判所に対して、国選弁護人の選任を請求することができる（同37条の2）。この場合、被告人国選と同様の資力要件が課される（同37条の3第1項）。また、資力要件を欠く場合には、被告人と同様に私選手続前置を行う必要がある（同37条の3第2項）。

刑訴法上の被疑者国選弁護制度は、必要的弁護事件該当罪名に限定されている（同37条の2）。また、「精神上の障害その他の事由により弁護人を必要とするかどうかを判断することが困難である疑いがある被疑者」については、職権で被疑者国選弁護人を付することが認められている（同37条の4）。

なお、逮捕から勾留までの間の被疑者、あるいは必要的弁護事件対象罪名以外の事件については、総合法律支援法30条2項の規定により、日本司法支援センターが、日本弁護士連合会からの委託業務の一環として、刑事被疑者弁護援助制度（かつての刑事被疑者弁護扶助制度と同様のもの）を運用しており、法律の不足を補う手立てが施されている。ただ、この場合、資力要件を満たさない被疑者については、自らの費用負担において弁護人を依頼する必要が生じる（被疑者国選弁護におけるような私選手続前置制度がないため）。

このようなことから、被疑者国選弁護について、その対象範囲の拡張は十分に再検討の余地があるものと思われる⁶。

4、国選弁護人の数

(1)、被疑者国選弁護人の場合

刑訴法は、死刑又は無期懲役・禁錮に該当する事件については、職権で、被疑者国選弁護人を1名追加して選任することができるとしている(刑訴法37条の5)。しかし、これら以外の事件について、被疑者国選弁護人を複数名選任してはならないという規定も存在しないことから、要は、裁判官の広範な裁量によることとなる。

現在、裁判員裁判対象罪名の被疑事件については、先行して選任された被疑者国選弁護人が要望すれば、裁判官はもう1名を追加して選任するという運用がなされている。

さらには、裁判員裁判の対象外の被疑罪名であっても、将来的に裁判員裁判となり得る可能性のある場合には、2人目の被疑者国選弁護人を選任するという運用が珍しくない。筆者の経験でも、傷害罪で被疑者国選弁護人に選任された後、被害者が死亡した事案、保護責任者遺棄罪で選任された後、被害児童が死亡した事案などについて、裁判官は、1名追加して被疑者国選弁護人に選任している。

(2)、被告人国選弁護人の場合

被告人国選弁護人については、上記のような追加的選任の明文規定はない。しかし、これも裁判官の裁量によるものと思われる。

公訴提起前になされた弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有することとなるから(刑訴法32条1項)、被疑者国選弁護人が2名選任されている場合、同一罪名で公判請求されれば、そのまま複数選任態勢が維持される。

また、裁判員裁判対象罪名で公判請求された場合、国選弁護人が1名であるならば、追加選任を要望すれば、2人目の被告人国選弁護人を選任するのが通常である。

逆に、被疑罪名が裁判員裁判対象であった事件が、起訴段階で裁判員裁判対象外の罪名に変更された場合、複数の被告人国選弁護人がそのまま維持されることもあるが、1名について解任されるケースもある。こ

れも裁判官の裁量による。

筆者の経験では、例えば殺人未遂被疑事件が傷害罪で起訴された事案、殺人被疑事件が嘱託殺人罪で起訴された事案などにおいて、複数選任が維持されている。一方、筆者が担当した被告人の共犯者のケースでは、強盗致死被疑事件が窃盗未遂罪で公判請求されたところ、1名について解任されている。

5、国選弁護人選任の地域制限

(1)、刑訴法の規定

国選弁護人（被疑者、被告人）については、「裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に所属する弁護士の中から」選任されなければならないとされている（刑訴規則29条1項、2項）。

ただし、「その管轄区域内に選任すべき事件について弁護人としての活動をすることができる弁護士がないときその他やむを得ない事情があるとき」には、「これに隣接する他の地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に所属する弁護士その他適当な弁護士」を選任することが認められている（同3項）。

「やむを得ない事情」としては次のような場面が考えられる。被疑者国選弁護人として弁護を担当した被疑者が公判請求された後、余罪について別の地方裁判所管轄区域内で勾留された場合、弁護の継続性などの観点から、同一弁護士を当該管轄区域内での被疑者国選弁護人に選任するケースであり、筆者は何度か経験している。

(2)、上訴審の場合

刑訴規則は、上訴審において「審理のため特に必要があると認めるとき」は、原審の国選弁護人を上訴審における国選弁護人に選任することを認めている（同3項、4項）。したがって、上訴審においては、「隣接」しない他の地方裁判所管轄区域内にある弁護士会に所属する弁護士が選任される場合がありうることとなる。

ところで、上訴審の場合、原審で複数の国選弁護人が選任されている場合、そのまま複数選任が維持されるのかは事案によって異なる。

例えば、強盗致傷罪は裁判員裁判対象であるから、一審で2名の国選弁護人が選任されるのが通常である。しかし、事実関係に争いがなく、もっぱら量刑不当の上訴理由であるような場合、複数選任が維持されるのかはかなり難しいものと思われる。

他方、死刑求刑事件等重大事案、否認事件、検察官控訴事件などについては、複数選任が維持される傾向が強いといえることができる。筆者の経験でも、死刑求刑事件やその他重大事件について、高裁、最高裁で複数選任が維持された経験を有している。

6、少年審判における国選付添人

なお、少年法の改正に伴い、少年審判において国選付添人制度が創設された。

一定の重大事件（故意行為で被害者を死亡させた罪、死刑、無期、短期2年以上の懲役、禁固の罪）について、事案の内容、保護者の有無、その他の事情を考慮して、家庭裁判所が付添人の関与が必要であると判断した場合には、国選付添人を付することができる（少年法22条の2、22条の3）。

また、検察官関与決定事件、被害者等傍聴許可事件については、国選付添人の選任が必要とされている（同22条の2、22条の4）⁷。

IV、国選弁護制度における日本司法支援センターの関わり

1、概要

総合法律支援法は、日本司法支援センターの本来業務のひとつとして国選弁護人・国選付添人選任業務を規定する（同30条1項3号イ）。その概要は、裁判所もしくは裁判長または裁判官（以下、「裁判所等」という。）からの要請に対し、国選弁護人等契約弁護士の中から、国選弁

護人等の候補を指名し、裁判所等に通知することである。

2、ジュディケア弁護士とスタッフ弁護士

日本司法支援センターは、前項の基本業務を遂行するための前提として、国選護人、国選付添人の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受けなければならないとされている（同36条1項）。

そして、弁護士が国選護人や国選付添人になるためには、日本司法支援センターとの間で契約を締結する必要がある、日本司法支援センターはこれら国選護人等契約弁護士（以下、「契約弁護士」という。）の氏名、事務所所在地等を裁判所および所属弁護士会に通知する（同37条）。

この国選護人等の契約には、個々の事件ごとに報酬、費用を定める契約（一般国選護人等契約）と、日本司法支援センターに雇用されて給与の支払いを受ける契約（勤務契約）のふたつがある。

前者の一般国選護人等の契約をしている弁護士（ジュディケア弁護士）は、日本司法支援センター業務開始時（2008年10月2日）において、全国で8427名であり、その後、増大し、2013年6月現在、22533名となっている。これは全弁護士数の約66.9%に当たる。

一方、後者の契約をしている弁護士が常勤弁護士（スタッフ弁護士）であり、2013年6月現在、236名が全国81か所の法テラス法律事務所に配置されている。

3、国選護人等の指名、通知

裁判所等が法律に従って国選護人、国選付添人を付すべきときは、日本司法支援センターに対して、国選護人等の候補を指名して通知するよう求めるものとされている（同38条1項）。

そして、日本司法支援センターはその求めを受けたときは、遅滞なく、契約弁護士の中から、その候補を指名して裁判所等に通知しなければならない（同38条2項）。

このような流れを経て、裁判所等は、日本司法支援センターから通知された候補者を国選弁護士等に選任することとなる。

4、国選弁護士等に対する報酬、費用等の算定

国選弁護士等は事件終了後から14日以内に、日本司法支援センターに対して所定の報告書を提出して、報酬および費用を請求する。

これに対して日本司法支援センターは、報酬等を算定して当該国選弁護士等に回答する。そして、その算定に不服がある場合には7日以内に法テラスに対して不服申立をすることができる。不服申立をうけた日本司法支援センターは、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該国選弁護士等に通知する。

この報酬については、被疑者国選については、接見回数を基準に算出し、被告人国選については公判時間、公判前整理手続に付されたかどうか、あるいは裁判員裁判かどうかによってそれぞれ基準を設けている。

5、付記

国選弁護士等と類似するものとして、例えば、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（いわゆる医療観察法）に基づく国選付添人（同35条）、人身保護法に基づく国選代理人（同14条2項）などがある。

これらは、裁判所等が選任するものであるが、法テラスの業務とはされておらず、従前のように、裁判所等がその管轄区域内にある弁護士会に対して候補者の推薦を求めて、選任するという手続きがとられている。

V、ある裁判員裁判の審理状況から見えてくるもの

1、概要

筆者が関わったある強盗殺人、殺人、詐欺被告事件の裁判員裁判の審理状況を踏まえて、スタッフ弁護士の位置づけを考えてみることにする。

本件は、被害者1名に対する強盗殺人、時期を異にした別の被害者1名に対する殺人、そして詐欺の事案である。

弁護人は被疑者段階から2名が選任されていた（いずれも国選）。うち1名はジュディケア弁護士、もう1名がスタッフ弁護士である。

検察官の求刑は死刑、判決は無期懲役。検察官は控訴することなく、無期懲役が既に確定している。

なお、本事案の性質上、大幅にデフォルメしている。

2、審理状況

具体的な審理状況は次のようなものであった。いずれも午前は10時から、午後は5時までである。

- 第1回公判(月) 午前＝冒頭手続，強盗殺人・詐欺冒頭陳述
公判前整理手続結果顕出，甲号証取調べ
午後＝甲号証取調べ，証人A尋問
- 第2回公判(火) 午前＝証人B，証人C，証人D尋問
午後＝証人E尋問，
強盗殺人・詐欺につき被告人質問
- 第3回公判(水) 午前＝強盗殺人・詐欺について被告人質問
午後＝強盗殺人・詐欺について被告人質問
- 第4回公判(木) 午前＝殺人冒頭陳述，甲号証取調べ
午後＝証人F，証人G尋問
- 第5回公判(金) 午前＝弁号証取調べ，殺人につき被告人質問
午後＝殺人につき被告人質問，情状につき被告人質問
- 第6回公判(月) 午前＝遺族意見陳述，論告，弁論
- 第7回公判(金) 午後＝判決

3、ジュディケア弁護士とスタッフ弁護士

さて、一週間続いた審理期間中、二人の弁護士は他の仕事をこなすことはまったく出来ない状況であった。審理中、電話がけすることなど許

されないから、事務所との連絡は無論のこと、数多くの依頼者との連絡も叶わない。

しかも、本件は複数の事件が併合され、関係者も多数あることから、公判前整理手続に相当期間を要し、その間、三当事者による進行協議、公判前整理手続期日が多数回にわたって開催され、それへの対応も余儀なくされた。

このような裁判員事件の場合、事務所経営という課題を抱えるジュディケア弁護士にとり、集中審理方式が求められる裁判員裁判に関わり続けることは想像以上の重圧である。無論、全国でジュディケア弁護士が懸命に裁判員裁判に取り組み、大きな成果を上げていることは承知している。

しかし、本件のように、スタッフ弁護士を弁護人に投入することにより、ジュディケア弁護士の重圧を些かでも軽減させることが可能となる。

そして、相当長期間にわたる裁判員裁判の場合、国選弁護人をすべてスタッフ弁護士に担わせるということも必要であるし、現にそのような取り組みが全国でなされている。

4、スタッフ弁護士のメリット

刑事弁護を担ってゆく上でスタッフ弁護士の最大のメリットは、完全給与制のもと、事務所運営経費についてあれこれ頭を患わされることがないという点である。

すなわち、法律事務所の賃料をはじめ光熱費その他維持管理費、あるいは事務職員の人件費、什器備品などを含めた諸経費はすべて公費で賄われる。また、刑事記録の謄写費用も枚数に限らず全額公費から支給される。また、スタッフ弁護士の移動に掛かる交通費等の諸費用も全額支給される。

このように、スタッフ弁護士は事務所経営という観点から解放される結果、“儲けを出さなくては”という経済的、心理的な圧力から完全に開放される。

刑事部の裁判官、そして検察官は日々、刑事事件だけを扱っている。そのような存在に対して十分にかつ的確に対抗してゆくには、刑事弁護専門弁護士の存在が欠かせない。

筆者自身、経費分担の共同事務所のパートナーでいた当時、民事事件で稼いだ勢いなし余力に頼って刑事弁護を担ってきたといっている。その当時、民事事件を一切やることなしに刑事事件だけで事務所運営を支えることは不可能であった。

また、そのころの業務スタイルは、細かな民事の期日が立て込んでおり、裁判員裁判の連日開廷など到底、対応できるはずもなかった。

スタッフ弁護士が刑事専門弁護士としての唯一の姿とは思わない。しかし、刑事弁護に特化し、組織性を持って被疑者、被告人の利益を守りつつ、十分な事前準備のもと連日開廷に耐え得る存在としては、公的資金を投入し、事務所経営から離れたスタッフ弁護士、そしてそれを擁する法テラス法律事務所が刑事弁護の中核のひとつに位置づけられてしかるべきであろう。

なお、現在、刑事弁護専門を謳う法律事務所が複数存在するが、当該事務所のホームページ等限られた情報による限り、弁護士費用体系を含め裁判員裁判を担うことを想定したものとは思われない。

Ⅵ、裁判員裁判におけるスタッフ弁護士の役割

1、裁判員裁判を担う中核に

上記の事例のように、裁判員裁判事件は、濃密な事前準備を踏まえ、連日開廷が原則とされる。

裁判官、検察官と互角に渡り合うためには、刑事事件に特化した弁護士の存在が不可欠であり、そこには上記のようなメリットを有するスタッフ弁護士が取り組むべき十分な理由がある。

無論、スタッフ弁護士なら誰でもという訳にはいかないが、弁護技術の研鑽を重ねたスタッフ弁護士なら、事務所経営の視点を離れて、十分

な公的資金を投入することで、裁判員裁判を担う中核的存在になることは必定であろう。

2、実践を通じた後進の育成

刑事弁護の技量は座学だけでは習得できない。むしろ、実務、すなわち現実の刑事弁護を通じて磨いてゆくべきものである。

裁判員裁判の多くは地裁本庁で行われる。そして、そこにはそれぞれ法テラス法律事務所本所が設置され、複数のスタッフ弁護士が配置されているのが通常である。

このようなことから、刑事弁護に特化したスタッフ弁護士が若いスタッフ弁護士と共に裁判員裁判を中心とした刑事弁護の経験を重ねることで、後進の育成に資するとともに、継続的かつ安定的な刑事弁護を被疑者、被告人に提供することが可能となる。

3、スタッフ弁護士を超えた若手弁護士の育成

刑事弁護に特化したスタッフ弁護士は、相当数の刑事弁護を担い、経験を重ねることが可能である。

そこで得られた経験、技量は、スタッフ弁護士間だけで共有することは適切ではなく、ジュディケア弁護士と共同して弁護に当たることで、技量、経験を拡散させることが可能となる。

また、弁護士会等の研修などでより多くの弁護士に情報提供することも必要であろう。

4、予想される反論への反論

スタッフ弁護士を刑事弁護の中核の一つに据えるという上記の提言に対して、直ちに激しい反発を受けるであろうことは容易に想像できる。

今般の一連の刑事司法改革への反対の一つに国選弁護事件の指名手続を日本司法支援センターが担うことへの反発、しかも激しい反発がある。曰く「法務省の監督下にある法テラスは刑事弁護へ不当な介入をするお

それがある」, 「刑事弁護の独立性を犯す」, 「権力に迎合するだけの弁護士を増産させる」などなど。

総合法律支援法33条は、契約弁護士の法律事務遂行についての独立性を確認している。日本司法支援センターに反対する立場からは、「法テラスが信用できる組織ならこのような条文を設ける必要はない」、「このような条文を設けざるを得ないところに法テラスの危険性が宿っている」などといった反論が直ちに返ってくる。

しかし、どのような組織であろうと腐敗、墮落の危険性を内包している。だからこそ、それへの制度的な対処は必須である。

筆者の6年間にわたるスタッフ弁護士の期間中、筆者の刑事弁護活動に対して日本司法支援センターが何らかの介入をするようなことは皆無であった。

無論、日本司法支援センターが将来的に刑事弁護の独立性を絶対に犯すことはないと言い切ることはできないであろう。日本司法支援センターに限らず、弁護士会であっても、そのような危険性は常にあるのではなかろうか。

刑事弁護の独立性が犯されるかもしれないからとして国選弁護契約を控えるという弁護士は少なからずいる。

しかし、もしそのような事態が発生したら、全身全霊を持って闘えばいいと思う。刑事弁護は往々にして権力と対峙する。そのような恐れから国選事件をしないというのは余りに情けない⁸。

そしてまた、上記のような反論は全国で懸命に弁護活動に取り組んでいるスタッフ弁護士に対する侮辱でしかない。

VII, いくつかの課題

1, スタッフ弁護士の数

当然のことではあるが、スタッフ弁護士は刑事専門としてのみ採用していない。民事扶助、司法過疎も日本司法支援センターの重要が業務だ

からである。

前記のように2013年6月現在、全国で236名のスタッフ弁護士が配置されているが、制度発足当初全国で300名が想定されていたものの、未だにそれに達していない。

裁判員裁判にスタッフ弁護士が適切に取り組むためには、法テラス法律事務所本所に相当数のスタッフ弁護士を配置する必要があり、より一層の増員が求められているといえることができる。

2、スタッフ弁護士の人材面

スタッフ弁護士の数だけでなく、現実に採用されるスタッフ弁護士がどうしても弁護士登録年数の若い人たちに集中してしまっている面がある。

刑事専門、刑事専門事務所としての期待に応えるには、若手だけでなく、相当程度に刑事弁護の経験を有する人材の確保が不可欠である。しかし、それがなかなかできていない。

その理由はいくつか挙げられるが、やはり待遇面での事情を指摘せざるを得ない。

弁護士経験10年目、20年目ともなれば、相当程度に分厚い民事事件の依頼者層、顧問先などを抱えている。それをすべて投げ打ってまでスタッフ弁護士に就任するのに躊躇を覚えるのは当然であろう。

さらに、スタッフ弁護士の待遇は「同期の判事、検事と同等」と言われているが、それは若年者だけであり、シニア層ではそのようになっていない。

待遇面での思い切った改善、あるいはフルタイム制だけでなくパートタイム的なスタッフ弁護士構想などもなされていいのではなかろうか。

3、組織面の課題

スタッフ弁護士が配属されている全国の法テラス法律事務所には、当然のことながら、事務職員も配置されている。

スタッフ弁護士が裁判員裁判に十分に取り組み、刑事弁護の中核を担ってゆくためには、精神医学、法医学、その他諸科学の専門家、法令・判例のリサーチ、事実面での調査などに従事する職員も組織的に配置する必要が不可欠と思われる。

個々の法テラス法律事務所に配置することが難しければ、地域ごとあるいはブロックごとにこれら専門家等を擁することも検討されていいものと思われる。

4. その他

法曹人口増大政策のあおりで弁護士の就職難は熾烈を極めている。そうしたなか、スタッフ弁護士を希望する弁護士数も増加の一途を辿っている。

昨今の若いスタッフ弁護士希望者を見ていると、刑事弁護を目指すというより、行政機関、福祉機関などと連携して弱者保護に関わりたいとの希望を口にする傾向が極めて強い⁹。そのような希望を述べないとスタッフ弁護士に採用されないと錯覚しているのではないかとこちらが感じてしまうほどである。

もしこれが日本司法支援センターがそのような傾向のスタッフ弁護士だけを望んでいるとしたら悲しいし、杞憂であって欲しいと願うばかりである。

日本司法支援センターは将来にわたっても、刑事弁護の中核を担う人材を育て上げ、刑事弁護のセンター事務所の設置を目指すべきである。

VIII. 最後に

日本国憲法37条3項は、「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。」とある。

この“資格を有する”の部分は、GHQが最終的に了承した英文憲法

では“competent”となっている。つまり、「適格な」、「ちゃんとした」弁護の提供が憲法上求められている。（「憲法的刑事手続」憲法的刑事手続研究会編，日本評論社，392頁）。

裁判員裁判がこの国に定着したことで，既に4万人以上の市民が刑事裁判を目の当たりにしてきた。そして，その数は今後，ますます増大してゆく。

そのことは同時に，一人一人の弁護士の刑事弁護活動が多くの市民の目に触れることとなり，我々が提供する弁護の質が厳しく問われることを意味する。

刑事弁護の専門性はますます必要度を高めるであろう。

すべての刑事弁護をスタッフ弁護士が担うことは適切ではないものの，スタッフ弁護士を多数配置し，刑事弁護の技量を研ぎ澄まさせること，法テラス法律事務所を刑事専門事務所に近づけること，これらは被疑者，被告人に対しきちんとした刑事弁護を提供することに繋がるものである。そしてそのことは憲法の要請に適うものである。

以上

[注]

- 1 池永知樹「常勤スタッフ弁護士の役割—米国の近時の取組から」（ジュリスト1305号23頁）
- 2 6年間で約350件の国選弁護事件を担当した。うち裁判員裁判対象国選事件は29件であった。
- 3 詳しくは，最高裁判所が公表している下記データを参照。
http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12_05-10jissi_jyoukyou/h25_4_sokuhou.pdf
- 4 2006年（平成18年）10月，新設された日本司法支援センターに民事法律扶助事業を引き継ぎ，同年度事業終了をもって解散した。
- 5 当初は法定合議事件相当罪名から制度を発足させ，その後，必要的弁護事件該当罪名に拡張するという二段階の制度設計であった。
- 6 殊に，逮捕直後の時点において，弁護人による援助がないまま取調べが実施され，供述調書の作成が行われるというのは，極めて問題である。

- 7 現在、法制審議会少年法部会において、国選付添人対象範囲の拡大について、検察官関与事件の拡張とともに議論が重ねられている。
- 8 あらゆる時代、あらゆる地域の反体制団体、革命政党、そしてそこに集う人たちは弾圧を跳ね返して闘うからこそ光るのではないであろうか。
- 9 彼ら彼女らの口からは、一様に「連携」「アウトリーチ」(Outresch)という言葉が必ず飛び出す。